

令和5年第2回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年2月6日（月）

江東区教育委員会

令和5年第2回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年2月6日(月)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年2月6日(月)午前11時14分
- 3 開会場所 教科書センター(江東区教育センター内)
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、眞貝裕利子(教育長職務代理者)、
本田和恵、安部敏啓、鈴木清人
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
守屋教育支援課長(教育センター所長兼務)、笠間地域教育課長、
棚瀬江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第1号 令和4年度江東区一般会計補正予算(第7号)に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第2号 令和5年度江東区一般会計予算に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第3号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第4 議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第5 議案第5号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 7 報告事項
 - (1) 小名木川小学校改築計画(案)について
 - (2) 改築・大規模改修工事期間中の学校移転先について
 - (3) 令和5年度特別整理期間に伴う図書館の休館について
- 8 協議事項
 - (1) 東雲図書館の大規模改修工事に伴う臨時休館について
- 9 審議概要

本多教育長 ただいまより令和5年第2回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第1号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第1号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）に関する意見聴取、上記の議案を提出する。令和5年2月6日。提出者、江東区教育委員会教育長本多健一朗。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

資料1を御覧願います。1枚おめくりいただき、1ページの1、令和4年度江東区一般会計補正予算（第7号）総括を御覧ください。これは、本区全体の歳入歳出についての総括でございます。

左の表下段の歳入合計欄及び右の表下の歳出合計欄に記載のとおり、区全体の補正額は11億7,700万円の減額で、補正前の額に対して4.48%の減となっております。

左の表の歳入を御覧ください。歳入は、第1款、特別区税の増や、第3款、特別区交付金において、都区財政調整制度に基づく都からの交付金が増となりましたが、第18款、繰入金で、年度間の財源調整を行う財政調整基金繰入金が大きく減額となっております。

次に、右の表の歳出を御覧ください。歳出は、第2款、総務費で増となったものの、第3款、民生費で大きく減となっております。

続きまして、2ページの2、教育委員会事務局（1）歳入歳出予算総括を御覧ください。これは教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出について、それぞれの款、項、目の補正額を記載した総括でございます。

左の表一番下の歳入合計欄及び右表一番下の歳出合計欄に記載のとおり、教育委員会事務局所管の補正額は1億9,745万円の減額で、補正前の額に対し4.37%の減となっております。

次に、歳入について主な内容を御説明申し上げます。1枚おめくりいただき、3ページの（2）歳入事項別明細書を御覧ください。

第12款、分担金及び負担金の減は、江東きつずクラブの利用者数が当初想定した数値の伸びを下回ったことによるものであります。

第13款、使用料及び手数料の減は、主に豊洲西小学校地域開放施設の利用者の減少によるものでございます。

第14款、国庫支出金の増は、主に学校施設環境改善交付金の増額によるものでございます。

第15款、都支出金の増は、主に東京都のデジタル利活用支援員配置支援事業補助金の増額によるものでございます。

4ページを御覧願います。第16款、財産収入の減は、学校施設改築等基金運用収入の減額によるものでございます。

第17款、寄付金の増は、産業・生活分野充実事業への寄付による増額であります。

第18款、繰入金の減は、学校施設改築等基金繰入金の減額によるものでございます。

第20款、諸収入の減は、納付金等の減額によるものでございます。続いて、歳出について主な内容を御説明申し上げます。

5ページの(3)歳出事項別明細書を御覧願います。

第7款、教育費は19億2,745万円の減額であります。

第1項、教育総務費は7億4,753万1,000円の減額であります。

第2目、事務局費は、右説明欄の上段の事業1、給与費及び旅費や、その下、事業1、私立幼稚園等保護者負担軽減事業の減額が主な内容でございます。

第3目、教育指導費は、右説明欄下段の事業2、学習支援事業や、6ページ、右説明欄上段、事業1、教育指導事務で、会計年度任用職員の任用実績減による減額が主な内容でございます。

第4目、教育センター費は、右説明欄中段の事業1、教育センター管理運営事業における光熱水費の増額が主な内容であります。

第5目、放課後支援費は、右説明欄中段の事業1、放課後子どもプラン事業における会計年度任用職員の任用数の減が主な内容であります。

第6目、放課後支援施設建設費は、きつずクラブ改修の契約差金を減額するものであります。

7ページをお開き願います。第2項、小学校費は7億6,341万2,000円の減額であります。

第1目、学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

なお、同じく右説明欄上段の事業1、小学校管理運営事業では、原油価格の高騰等に伴い、不足する光熱水費について増額補正を行います。

第2目、教育振興費は、右説明欄中段の事業1、小学校就学援助事業における、扶助する事業の中止や支給対象者数の減により減額するものであります。

第3目、学校給食費は、右説明欄中段の事業1、学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金の減額となっております。

第4目、学校保健費は、右説明欄下段の事業1、小学校保健衛生事業における生活習慣病予防健診等各種健診の受診実績の減による減額となっております。

第5目、学校施設建設費は、小学校の増築、改築等における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

9ページをお開き願います。第3項、中学校費は2億8,093万5,000円の減額で、第1目、学校管理費から第5目、学校施設建設費まで、小学校費とほぼ同様の理由により減額にするものであります。

10ページをお開き願います。第5目、幼稚園費は9,355万2,000円の減額であります。

第1目、幼稚園管理費は、右の説明欄上段の事業1、給与費及び旅費や、その下、事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業の減額が主な内容であります。

11ページをお開き願います。第6項、社会教育費は4,202万円の減額であります。

第1目、社会教育総務費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第2目、図書館費は、右説明欄中段の事業1、図書館管理運営事業における機器、物品借料等の減額が主な内容であります。

第3目、社会教育施設建設費は、図書館の改築、改修における契約差金の減額が主な内容であります。

以上、全体の補正内容としては、主に令和4年度における実績見込みにより生じた予算の執行残について減額するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第2号 令和5年度江東区一般会計予算に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第2号 令和5年度江東区一般会計予算に関する意見聴取、上記の議案を提出する。令和5年2月6日。提出者、江東区教育委員会教育長本多健一朗。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、令和5年度の一般会計予算について御説明申し上げます。

まず、本区全体の予算編成について簡単に御説明申し上げます。

本区の歳入の根幹をなす特別区税や特別区交付金は、景気動向の影響を受けやすい脆弱な歳入構造であり、加えて新型コロナウイルス感染症の影響などから中長期的に楽観視できない状況でございます。

また、感染症対策や物価高騰への対応、先送りした主要事業の再計画化など、山積する行政課題を着実に解決していくため、将来を見据えた持続可能な財政運営について詰めていかなければなりません。

令和5年度予算は、このように先行きを見通すことが困難な状況にあっても、スピード感を持って区民に安全、安心を届けるため、未来を担

うこどもたちを応援する子育て支援をはじめ、地域コミュニティの活性化への取組、関東大震災から100年目を節目とした防災、減災対策など、未来の江東区へ向け、着実に成長を続ける予算として編成されたところでございます。

続きまして、令和5年度江東区一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

資料2-1、令和5年度江東区一般会計予算を1枚おめくりいただいて、1ページの令和5年度江東区一般会計予算総括を御覧願います。左表一番下の歳入合計欄及び右表一番下の歳出合計欄に記載のとおり、令和5年度一般会計予算は総額2,370億400万円、前年度比85億8,300万円、3.8%の増となっております。

左の表、歳入の款別内訳を御覧ください。第3款、特別区交付金が構成比26.3%で第1位を占め、以下、第1款、特別区税24.8%、第14款、国庫支出金17.3%の順となっております。

右の表、歳出の款別内訳を御覧願います。第3款、民生費が構成比47%と最も多く、続いて、第7款、教育費が14.9%、第2款、総務費が11.3%の順となっております。

第7款、教育費の部分を御覧願います。教育関係、予算歳出の総額は352億6,317万4,000円で、前年度比14億8,679万4,000円、4%の減となっております。

次に、令和5年度教育関係予算について御説明申し上げます。

2ページの2、教育委員会事務局(1)歳入歳出予算総括を御覧ください。これは、教育委員会事務局が所管する予算の歳入及び歳出について、それぞれの款、項、目の予算額を記載した総括でございます。歳入について、増減の主なものを御説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、3ページの(2)歳入事項別明細書を御参照願います。

第12款、分担金及び負担金は2億8,634万3,000円で、前年度比2,142万9,000円の増となっております。これは、きつずクラブの利用者増加による利用者負担金の増によるものであります。

第13款、使用料及び手数料は4,091万9,000円で、前年度比49万2,000円の増となっております。これは、利用者増加による幼稚園保育料の増が主な理由であります。

第14款、国庫支出金は6億4,344万4,000円で、前年度比431万9,000円の減となっております。これは、義務教育施設整備費負担金の減が主な内容でございます。

4ページを御覧願います。第15款、都支出金は7億2,140万9,000円で、前年度比9,117万7,000円の増となっております。これは、中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金や、私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業補助金などの増が主な

内容でございます。

第16款、財産収入は5,604万1,000円で、前年度比626万1,000円の増となっております。

5ページを御覧願います。第18款、繰入金は23億2,500万円で、前年度比19億4,300万円の減となっております。これは、学校施設改築等基金繰入金の減によるものでございます。

第20款、諸収入は2億6,727万9,000円で、前年度比3,224万6,000円の減となっております。

以上が歳入の増減の主なものでございます。

続きまして、歳出について主な内容を順次御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。第7款、教育費、第1項、教育総務費は128億1,602万6,000円で、前年度比3億4,099万4,000円、2.73%の増となっております。

第2目、事務局費は、右説明欄下段の事業3、奨学資金給付等事業では、現行の貸付制度を終了し、給付型の奨学資金を創設いたします。

7ページを御覧願います。右説明欄中段の事業1、地域学校協働本部事業では、コミュニティ・スクールマイスターの養成や学校運営協議会の回数増などの取組を実施いたします。

8ページを御覧願います。右説明欄上段事業1、学校安全対策事業では、小中学校等及び幼稚園における緊急時一斉連絡システムを公開し、学校、園、保護者間の情報連絡体制等を強化いたします。

10ページを御覧願います。第3目、教育指導費、右説明欄中段の事業6、学校力向上事業では、新聞を活用した読解力向上のためのワークシートを小中学校等に導入するとともに、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として小学校に配置いたします。

11ページを御覧願います。右説明欄下段の事業1、健全育成事業では、不登校等の児童・生徒に直接関わる支援員、アドバイザーの配置対象校を拡充いたします。

また、その下の事業1、部活動振興事業では、部活動指導員及び外部指導員の配置を拡充するとともに、休日部活動の地域移行に向けて、文化コミュニティ財団及び健康スポーツ公社と連携した取組を実施してまいります。

13ページを御覧願います。右説明欄中段事業1、適応指導教室事業では、ブリッジスクール東大島教室をもみじ幼稚園跡地への移転し、機能を拡充いたします。

また、その下の事業3、スクールカウンセラー派遣事業では、SNSを通じた教育相談を対象に小学校5年生、6年生を追加いたします。

14ページを御覧願います。右説明欄上段事業4、スクールソーシャルワーカー活用事業では、スクールソーシャルワーカーの人数を拡充するとともに、派遣申請型から学校巡回型に移行移し、児童・生徒の問題

の未然防止及び早期発見の体制を強化いたします。

16ページを御覧願います。第5目、放課後支援費、右説明欄上段の事業1、放課後子どもプラン事業は、きつずクラブB登録の保留児童解消に向けた緊急対策を実施するとともに、医療的ケア児の受入れ体制を整備いたします。

17ページを御覧願います。第6目、放課後支援施設建設費は、右説明欄上段の事業2、きつずクラブ明治改修事業は、老朽化に伴う施設及び附帯設備の改修をいたします。

18ページをお開き願います。第2項、小学校費は111億8,729万円で、前年度比16億8,434万9,000円、13.09%の減となっております。これは、主に小学校等の整備改修等に要する経費の減によるものであります。

第1目、学校管理費、右説明欄中段の事業1、小学校管理運営事業では、学校図書館への新聞配備を推進するため、学校配当予算を増額いたします。

21ページをお開き願います。第3目、学校給食費、右説明欄下段の事業1、小学校給食運営事業では、食材料費高騰への緊急的な対応として、学校給食への支援を実施いたします。また、学校給食無償化につきましては、今後、検討に着手してまいります。

23ページをお開き願います。第5目、学校施設建設費は、右説明欄上段の事業3、小学校大規模改修事業では、明治小学校の大規模改修及び東雲小学校の実施設計を実施いたします。

24ページを御覧願います。第3項、中学校費は68億4,714万6,000円で、前年度比5億9,827万8,000円、8.04%の減となっております。これは、主に中学校等の整備改修等に要する経費の減によるものであります。

また、第1目、学校管理費から第4目、学校保健費の内容は小学校費とほぼ同様でございます。

28ページを御覧願います。第5目、学校施設建設費は、右説明欄中段の事業1、中学校大規模改修事業では、深川第六中学校、第二南砂中学校の実施設計を実施いたします。

29ページをお開き願います。第4項、校外施設費は5,496万4,000円で、前年度比1,562万円、39.7%の増であります。これは、原油価格の高騰に伴い、不足する日光高原学園の光熱水費及び管理委託等に要する経費の増によるものでございます。

30ページをお開き願います。第5項、幼稚園費は17億1,087万4,000円で、前年度比74万4,000円、0.04%の減となっております。

第1目、幼稚園管理費は、右説明欄中段の事業1、幼稚園管理運営事業では、医療的ケア児の受入れ体制を整備いたします。

32ページを御覧願います。右説明欄中段の事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、食材料費の高騰への緊急的な対応として、認定こども園の給食費の補助を実施するとともに、私立幼稚園等における送迎バスの安全装置の設置等に対する補助金を実施いたします。

33ページをお開き願います。第6項、社会教育費は26億4,687万4,000円で、前年度比4億3,996万3,000円、19.94%の増となっております。

第2目、図書館費は、右説明欄下段の事業1、図書館管理運営事業では、全ての図書館において、全児童・生徒へ配付したタブレット端末が使用できるようWi-Fi環境を整備するとともに、電子図書館サービスを導入いたします。

34ページをお開き願います。第3目、社会教育施設建設費は、右説明欄中段事業1、(仮称)有明こども図書館整備事業では、有明スポーツセンターレストラン跡地に(仮称)有明こども図書館を整備いたします。

令和5年度教育関係予算歳出のうち、新たな取組や事業の拡充、主な事業の見直しの概要につきましては、資料2-2に記載しておりますので、後ほど参考に御参照を願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 4点ほど、新規の当初予算でお聞きしたいんですけども、1点目は学校安全対策事業で、緊急一斉連絡システムを新しく変えるということですが、中身はどういうものなのか教えていただきたいと思います。

2点目は、部活動の振興事業ですけども、外部指導員の配置を拡充するということと、それから、健康スポーツ公社、コミュニティ財団と連携すると書いてあるんですが、具体的にどんなことを考えていらっしゃるのか。

3点目は、私立幼稚園の送迎バスの安全装置という話ですが、2,300万の予算ですけども、どのようなものやっつけていかれるのか。

最後は、図書館の電子サービスです。この間もちよっとお話をお伺いしたんですが、もう少し具体的な、こんなことというのが分かれば、イメージがまだ湧かないので、教えていただきたいと思います。

以上です。

本多教育長 以上、4点ありました。お願いします。
庶務課長。

星名庶務課長 私からは、一斉連絡システムの内容についてでございます。

基本的には、現システムの契約期間というか、サービス自体が終了することに伴って新たなシステムに変えるというところで考えてございます。

基本的には、現システムのバージョンアップを考えてございまして、新たに追加したい機能としては、現在、内容が、PDFとかが送れないという状況なので、学校からの学校だよりですとか、そういったものについてPDFで送れるようにしたいというところが1点。

それと、児童・生徒さんの出欠の状況について、システムで出欠を保護者さんに入れていただいて送れるようにしたいというところが、最低限、そこまではやりたいなと思ってございます。

この後、事業者からのヒアリング等々やりますので、その中で新たな機能や良い機能があればそこを追加していくという形になってございます。

選定に当たっては、プロポーザル方式、採用する予定でございますので、できれば教職員の方とかの意見も聞きながら、よりよい内容になるように追加機能は検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 その件。鈴木委員。

鈴木委員 ということは、具体的にスタートするのはいつからということなんでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 1月スタート予定でございまして、3か月間の並行稼働、今のシステムが来年度いっぱいまでは稼働しますので、1月の稼働予定で、3か月ほど並行稼働させて、検証も含めてやっていくということで、本格的な運用は、令和6年4月からという形になってございます。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 次の件。
教育支援課長。

守屋教育支援課長 私から、部活動振興事業についての御質問にお答えしたいと思います。
まず初めに、外部指導員の拡充についてなんですけれども、外部指導員は専ら技術的な指導をする外部の協力者という形になりますが、これ

が何人という単位での実は予算要望ではなくて、何時間単位という要求になっているんですが、今年度は、ちょっと細かい数字になるんですけども、1万1,400時間分の予算がついておりました。来年度につきましては、現在、予算案の段階でございますが、これを1.5倍といたしまして1万7,100時間というような形で、今、準備を進めている、そういう状況でございます。

このことによって、生徒の立場からすれば、より専門的な指導を受けられる、また、教員の立場からすれば、働き方改革の一助ではありますけれども、つながっていくと考えてございます。

また、健康スポーツ公社や文化コミュニティ財団との連携についてなんですけれども、これから令和7年度末までに向けて、国のほうでは部活動の休日の地域移行を進めていこうという話になっておりますが、なかなか一足飛びに完成形に持っていくということが難しいですので、来年度、令和5年度につきましては、まずは部活動の一部を、こどもたちが学校の場合において顧問の先生方から御指導いただくという場面が大半ではあるんですけども、年に1回でも2回でも健康スポーツ公社や文化コミュニティ財団が実施する講座のほうに生徒が出向いていくということを部分的に取り入れていこうと考えております。

その中には、例えば技術的な指導を得られる場面もありますし、また、運動的な部活動であれば、これまで、例えば栄養学であるとか、体幹トレーニングであるとか、何か特定の競技に特化したような技術指導だけではなくて、中学生の体をつくっていくためにはどういうトレーニングをしたらいいのか、逆にどういうふうな休養をしたらいいのか、そういったことも今までとは違う切り口で学べるような講座というものをこれからつくっていこうと、そのように考えているところでございます。

雑駁ではありますが、以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 今、時間を1万1,000から1万7,000に増やした分の予算が増えているというのはよく分かりました。

今年度と、それから来年度の計画の中で、トピックス的に、ここが新しくやっていく外部指導員の特色なんだみたいなことがもしあれば教えていただきたいです。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

守屋教育支援課長 今、時数が増えたということであるんですけども、今年度までは1週間当たりの単位、2時間単位で計算しておりました。来年度から、それを3時間単位で計算していこうと考えております。このことによっ

て、土曜日もしくは日曜日に、部活動を学校の中で行っているわけですが、これまでは土曜日、日曜日、3時間単位で練習しておりましたので、どうしても学校の教員が本来は付き添わなければいけないという部分があったんですが、3時間単位で外部指導員を雇用することができるようになると、土曜日ないしは日曜日の練習を外部指導員の先生にお任せするようなこともやりやすくなっていくという形になってまいります。これも部分的な、地域への段階的な移行の一つのステップとして考えているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 次、学務課長。

賀来学務課長 送迎バスのお話かと思えます。

令和4年9月に静岡県牧之原市の認定こども園でバスに園児が置き去りにされてしまった件があって、こういった事案があったことから、国のほうでもそういった装置についての補助だとか、そういったものの動き出しがあって、今回の事業化につながっているといったところでございます。

江東区の私立幼稚園と認定こども園においては、8園で23台のバスが動いているという実態がございます。国の補助については1台100万円まで補助が出せますといったことがあって、バスに装置がつくといったことになるんですが、装置については、バスの一番後ろにブザーというか、スイッチみたいなものがあるって、運転手の方が園児の方を降ろした後に、全員が降りていることを確認した後、ブザーを押すといったところで、ブザーをもし押し忘れると警報が鳴るような装置が一つのやり方で、もう一つのやり方になると、自動検知式という、バスの中にセンサーがあって、降りた後にまだ人が残っていると、15分後にセンサーから警報が鳴るようなシステムになって、恐らくどちらかのシステムによって、園バスの中に園児の降り残しをしないようにするといったところの装置の設定がされるのではないかとこのところでございます。

その装置の設置費用と、あと、装置の導入に伴って職員さんの研修だとか、マニュアルの作成も必要になりますので、そちらにかかった経費というのも1台100万円の中に含まれるという設計になってございます。

先ほどの8園、23台ということでございますので、23台分の2,300万円を今回の今年度当初に予算計上したといったところでございま

す。

以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 今回の、結局は運転手さんが全部確認してブザーを押さないとこの装置は有効にならないという部分もあると思うんですけども、そうしたものが本園に連絡が入るといふ考えなんですか。それともバスの中だけということなんですか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 メールとかでバスから通知が行くようなものというよりは、基本的にスイッチを押すほうはアナログのやり方で、単純に押されなかったら警報が鳴るといったようなものであると思います。ただ、センサー方式のものは、どれだけお金をかけるかにもよると思うんですが、そこで人がまだ残っているとセンサーが反応して、でも警報の音も出るんですけども、仕組みによっては園にメールが行くとか、何かしらの手段で情報が行くような形になるものもあるというのは聞いていたところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 私からは、電子図書館サービスについてお答えさせていただきます。

現状、図書館で本を借りていただくためには、図書館に足を運んでいただいて、借りていただく形になりますが、新たに導入する電子図書館サービスでは、ネット上で本を借りて読めるサービスということになります。

家ですとか、通勤、通学中など、パソコンやタブレット端末などで、ログインをしてもらいまして、その中で電子書籍を借りていただいて、パソコンやタブレット端末で本を読めるサービスということになります。

次年度から導入する予定ですが、初年度は5,000タイトル程度導入する予定です。これはリアルな図書館でいいますと、リアルな図書館は全体で約170万点の資料を持っていますので、やはり比較すると、大分リアルな図書館と電子図書館の資料数というものは違います。ただ、

そうやって電子図書館サービスで気軽に読書を楽しんでいただいた方をうまくリアルな図書館にもつなげていけるような取組というのを、どちらか一方のサービスが独立してあるということではなくて、うまく連携して進めていきたいということで考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 それで、パソコンで図書が見られるということはよく分かったんですけども、電子図書の貸出期間と、次の人が借りたいわけですから、消去するというか、その辺のシステムというのはどういうふうになるんでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 貸出期間については、紙の図書と同様に2週間ということで現在予定をしております。

リアルな図書館ですと、本を実際の図書館に返しに行っていたかないといけないところですが、電子図書館サービス上では、2週間の期限が来ましたら自動的にシステムのほうで引き上げますので、そういった意味では延滞といったことが起こらない仕組みになっております。

以上となります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 バスの安全対策のこと、また重複なんですけれども、所管は違うと思うんですが、保育園も、今、サテライト型でバスが動いていると思うんですが、そちらのほうにも台数的に予算をきちんとつけられているんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 正確な金額とか台数は、すみません、手元ございません。

幼稚園と同じように、同じ装置で、システムで、条件的には、国の補助としては全く同じものなので、ただ、台数が、あちらのほうは園数が

やっぱり大きくなりますので、そちらのほうが大きい設定になっているのかなと思います。

以上です。

眞 貝 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 2件ほど。今のバスの件から、ちょっといいですか。
大まかな方針ということだけちょっと知りたいんですけども、つまり、いろいろ、ブザーとか、何かシステムを入れますというのは理解できました。

ただ、こどもがいないよとか、大丈夫だったよというのを管理するのは、やっぱり認定こども園だったり、保育園だったり、私立幼稚園に任せるといふ方針なのか、その結果をちゃんと区のほうで常時見ていきましょうという方針なのか、それがちょっと知りたいです。

もう一つは、来年度の予算について、皆さん、いろいろ苦心されて出されたと思うんです。お疲れさまです。

それに対して、結果、こういうふうに予算方針が出たと思うんですけど、もっとやりたかったのにできなかったことが本当はあるんですというのがあれば知りたいなとか、例えば今のこの事業についても、もう一步踏み込んで、こうしたかったんだけど、予算の関係上、こうなっていることが実はあるというのが、もし何か言える範囲であれば教えてほしいです。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 最初の園バスの管理のお話かと思います。

基本的には、今の管理の仕方というのは、バスの中に園児がいないということを確認した後、運転手さんなり添乗員の方が、運転手さんの横についている確認表みたいな、チェックを記入してやるといったようなものがちゃんとできているかという部分と、あと、園児さんを降ろした後、ちゃんと先生に引継ぎができていくかという部分、あとは、欠席連絡という部分が、先ほどの静岡の牧之原からできていなかったという部分があるので、バスの運転手さん、添乗員さんがいれば添乗員さん、あと、先生の連携、そういう部分が、システムも同様ですけども、ヒューマン的には必要になってくるという、そういう部分をちゃんと見るというのが行政の役割なのかなと思っています。

両者の役割の部分というのが、私立幼稚園、認定こども園につきましては、一般検査、指導検査、立ち入って見に行く部分がありますので、そういった中で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 事務局次長。

杉村事務局次長 2つ目の御質問でございますけれども、私ども、これだけを予算要求しているわけじゃなくて、これ以外にも多くの予算要求はしているわけですが、査定の結果、今回予算化されたのがこういった形になっていると。例えば幼稚園のICT化だとか、そういったいろいろな部分についても目配せをしてきているところですが、残念ながら、今回、優先順位の中では、こちらのほうが優先順位は高かったという状況になっています。

また、先ほどクラブ活動のお話がありましたけれども、民間の事業団体と連携をしていく、そういった部分での予算化だとかも私どものほうは狙ってきたところがございますが、来年度からスタートですので、そういったところに一足飛びという判断ではなくて、着実に進めていくために、まずはここから始めましょうということで査定がなされたということで、来年度以降もしっかり状況を見て予算を要求していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第3号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第3号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、上記の議案を提出する。令和5年2月6日。提出者、江東区教育委員教育長本多健一朗。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第3号について御説明をいたします。
資料3をお願いいたします。江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。
教育委員会の委員を含みます行政委員会の委員の報酬及び費用弁償については本条例で定められているところでございます。
1の改正理由に記載のとおり、今般、行政委員が公務のため出張等をした場合の旅費として、費用弁償、日額3,000円を支給しているところですが、これを実費支給に改めるところでございます。
改正内容につきましては、2ページを御覧ください。表の右側、改正案の第5条に記載のとおり、これまで日額3,000円としていた旅費を、順路により支給するという形で条文自体を改めるところでございます。
具体的な支給方法につきましては都の職員の例とするものとしているところでございます。
恐れ入ります。1ページにお戻りください。条例の施行期日ですが、令和5年4月1日で、施行期日以後に支給事由が生じた旅行から適用するものでございます。
説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑を願います。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第4 議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。次長。

杉村事務局次長 議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、上記の議案を提出する。令和5年2月6日。提出者、江東区教育委員教育長本多健一朗。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 恐れ入ります。資料4を御覧ください。江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正でござい

ます。

まず、改正の趣旨でございます。当条例につきましては、条例のもととなる国の政令が改正したことにより、9月の教育委員会で審議決定をまずいただいたところですが、今般、都条例に基準を合わせている公務災害補償の基礎額について同条例が改正されたことを踏まえ、改めて改正をするというものでございます。

改正内容でございますが、(1)、(2)に記載のとおり、補償基礎額を学校医及び学校歯科医につきましては、経験年数5年未満の場合を7,194円に、経験年数5年以上10年未満の場合を8,820円に、経験年数10年以上15年未満の場合を1万1,481円に改めます。

また、学校薬剤師につきましては、経験年数5年未満の場合を6,240円に、経験年数5年以上10年未満の場合を7,260円に、経験年数10年以上15年未満の場合を8,943円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日以降の公務災害において適用するものでございます。

なお、本区におきましては、学校医等の公務災害については、これまで発生の際はございません。

また、2から3ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 この公務災害というのは、基本的にどういうことを想定していますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 公務災害ですので、学校医さんですとか、学校歯科医さんとかが、学校の、例えば健診業務の中で何かあった場合ですとか、あとは、震災業務とか、そういったときに、何か学校の中でけがをした場合が該当するという形になってございますので、基本的にはほぼ例がないというのが現状でして、先ほど御説明の中でも入れましたけれども、本区におきましても、これまでのところ一件も公務災害の発生はないところでございます。

鈴 木 委 員 もう一ついいですか。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴木委員 これは学校の塀の中とか、学校の中という考え方ですが、招集して、車で来られるとか、その途中の事故は入らないということですか、災害というのは。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 ケース・バイ・ケースなのかなというところでございますが、一般的には通勤にかかるところまでは見込まれるとは思いますが、そこが、例えば車で来ているときはいいのかとかの細かいところの判定は、今後、災害補償のところでは審議されてくるものなのかなと考えております。
以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第5号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。次長。

杉村事務局次長 議案第5号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、上記の議案を提出する。令和5年2月6日。提出者、江東区教育委員教育長本多健一郎。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 私から、江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。
お手数ですが、資料5をお願いいたします。

1の改正理由についてでございます。本条例は、区が行う放課後児童健全育成事業であります江東きつずクラブにおける運営等に関する基準

を定めているものでございまして、このたび、この大元となります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を国が行ったことに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

この基準の改正につきましては、昨今の保育所の送迎バスにおける自動車内園児置き去り死亡事故や、同じく保育所における児童虐待等の社会的背景を受けまして、それらの再発防止の観点等から安全計画の策定や業務継続計画の策定等の義務化を規定するなど、新たに基準を追加するものでございます。

きっずクラブにかかります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のほか、保育所等の児童に関する施設や事業の設備及び運営に関する基準等、8つにわたります厚生労働省令の改正が行われてございます。

2の改正概要についてでございます。

まず、(1)でございます。各クラブにおきまして、安全計画を策定するとともに、安全計画に即した研修や訓練を定期的実施することや、その旨を保護者へ周知するなど義務づけることを第6条の2として規定してございます。

次に、(2)でございます。利用児童の活動をきっずクラブ以外の場所で行う場合などの際、自動車を運行する場合において、乗車時や降車時に点呼等により児童の所在を確実に確認できる方法によりまして所在確認することを義務づける旨を第6条の3にて規定してございます。

次に、(3)でございます。業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講じるとともに、計画に則した研修や訓練を定期的実施することや、その旨を保護者へ周知するなどに努めなければならない旨を第12条の2として規定してございます。

次に、(4)でございます。放課後児童健全育成事業所において、こうするよう努めなければならないこととされております感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないを第13条第2項に改めて規定してございます。

最後に、(5)といたしまして、放課後児童支援員の資格について整理するとともに、文言について修正を行うものでございます。

次に、3の施行期日でございます。令和5年4月1日としてございますが、付則におきまして、2の(1)の安全計画の策定に関する経過措置を定めてございます。

本条例の一部改正の詳細につきましては、2ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、後ほど御参照ください。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

今回の条例について、かなり重要な内容になりますので、しっかりと事業者に対して我々のほうも働きかけをして、しっかり管理をしていきたいなと思っております。

それでは、お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 小名木川小学校改築計画(案)についてを事務局より説明願います。学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項1 小名木川小学校改築計画(案)について御説明いたします。資料6を御覧願います。

初めに、1の基本設計についてですが、本年度から小名木川小学校改築基本設計・実施設計委託を行っており、この基本設計業務におきまして、児童や学校関係者、地域の方々を対象としたワークショップを令和4年7月から11月にかけて計4回実施し、意見の収集及び計画への反映を行ってまいりました。

内容につきましては、鉄筋コンクリート造5階建て、延べ面積は約8,000平方メートルで建設する予定でございます。

現在、11学級規模でございますが、令和8年には12学級規模になる推計となっております。今後の動向も考慮し、改築での普通教室を14室としております。また、少人数教室を6室、特別支援学級は4室計画してございます。

そのほか、詳細につきましては、別紙1、小名木川小学校基本設計図等に記載してございます。

それでは、別紙1を御参照願います。別紙1の1ページにつきましては、既存校舎の配置図となっており、続く2ページが改築後校舎配置図となっております。

建物の配置計画につきましてもワークショップで御意見をいただいております。本計画は、北側に校舎、南に校庭を配置する計画でございますが、ワークショップでは、普通教室や校庭の日当たりがよい、体育館の位置が安心して避難しやすい、正門の位置が変わらず通学路の変化がないなどの御意見があり、こうした御意見と近隣の住環境に対する影響に配慮し、この配置に決定したところでございます。

このほか、グラウンドの舗装につきましても、土ぼこりへの配慮を含め、移転後に利用しやすい全天候型の人工芝を採用する予定でございます。

なお、規模はこれまでより大きくなり、トラック100メートル、直線コース50メートルを配置いたします。

次に、3ページからの平面図を御覧願います。平面計画につきましては、こちらでもワークショップでの意見を取り入れ、児童にも分かりやすい普通教室エリアと、管理諸室や特別教室エリアをゾーニングした設計としてございます。教室は校庭南側を中心に配置し、北側に特別教室等を配置してございます。

1階では、西側を給食室、東側を特別支援学級としてございます。また、南側にはメインの昇降口、エントランスホールと、正門奥のピロティをそれぞれ整備し、雨天時などでも児童が活動できるスペースを用意してございます。また、PTA室と会議室を隣接することで、地域と連携した活用も可能としてございます。

2階でございますが、南側と東側に普通教室、西側は職員室や校長室などの管理エリアとし、北側にきつずクラブを配置してございます。

次に、4ページをお開き願います。3階、4階共に、南側に普通教室と少人数教室を設け、少人数教室は2部屋をつなげて使用することも可能としてございます。また、3階西側エレベーターからアクセスしやすい位置に屋内運動場を設け、外部階段からスムーズにアクセスできる防災備蓄倉庫を配置いたしました。音楽室につきましては、屋内運動場と同じ階に設置し、催しでの楽器移動を容易としてございます。

また、各階には多目的な活動や防災面で活用できるテラスを設置してございます。

次に、5ページを御覧ください。5階の平面図になります。5階は屋上プールとして活用します。また、屋上部分には緑化や太陽光発電設備を設置する予定でございます。

今後、学校側との具体的な協議を踏まえ、実施設計を進めてまいります。

それでは、1枚目にお戻り願います。

2の改築計画（案）のスケジュールについてでございます。

（1）の近隣向け計画説明会について、令和5年4月下旬に実施する予定でございます。

次に、（2）の改築工事につきましては、令和6年7月から令和8年6月の期間で実施する予定でございます。

なお、工事期間中は大島仮校舎で授業を行い、通学は徒歩通学とする予定でございます。

そのほかにつきましては、別紙2、小名木川小学校改築計画（案）のスケジュールに記載してございますので、後ほど御参照願います。

私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。

ワークショップを4回ほど実施して下さったということになっていたんですが、たしかワークショップは広く募集をされていたのかなと思うんですけども、結果としては、何人ぐらいの方で、どのような方々が御意見をくださったのか、御説明できる範囲で教えていただければと思います。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 人数としましては、大体延べで90名ほどになります。基本的には学区内の地域の関係者です。主には町会長さんとかになります。あと、保護者の方、PTAの方、学校の先生も入っていただいて、児童のほうも満遍なくというか、参加していただいて、全体を通してかなりいろいろな意見を出していただきました。

児童から屋上のプールにウォータースライダーをつけてほしいとか、あまり現実的ではない話もあったんですが、割と自由に意見も出されまして、また、地域の方からは、特に防災面の話で、今回、体育館を上を上げてございます。やっぱり浸水想定もここは高潮で6メートルという想定も出ておりますものですから、避難の際に安心して体育館に避難できるねということで、さらにいろいろ好意的な意見もいただいているところです。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 私もワークショップに参加させていただいて、見させていただきました。4回目のとき行ったんですけども、こどもたちが非常にいい意見を出していました。今、ウォータースライダーの話がありましたけれども、こういうふうにしたほうが先生たちは使いやすいんじゃないかとか、僕たちもこのほうがいいよねとか、みんなが使いやすい視点はここだよねという、かなりこどもたちがいい意見を出してくれていて、江東区はまちづくり推進課がやっているユニバーサルデザインのまちづくりというのを4年生のときに学んだりしているんですね、こどもたち。そういった部分では、まさに誰でも使いやすいという視点での意見が出ていましたし、学校の先生方も、直接自分たちが使っていく部分で、こういったほうが使いやすいという話。

それから、地域の方々も非常に熱心に御意見をいただいている、こどもたちのためにこうだよねとかという話を、皆さん、とても前向きに言っていて、やはりワークショップをしてきた意義というのは非常にあったなと感じたところでもあります。

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 防災倉庫についての質問なんです、各小中学校の防災倉庫について、ここは3階ですので非常にいいと思うんですけども、まだ1階とか、そういうものの把握は全部されているのでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 防災倉庫は所管が防災課でもあります。全部把握し切れていないところもあるんですが、確かに御指摘のとおり低層階に設置されている状況があります。

今回、元加賀小学校も、基本的には改修に合わせて、上のほうに避難物資でありますとか、上げるという方針では進めておまして、改築、改修の際にできるだけ上のほうに上げていこうと考えて進めているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星名庶務課長 防災の備蓄に関しては、これまでは空いているスペースということで、主に1階が多かったのかなというところでございます。

今般、防災キットの入替え等々がありますので、その際に、学校には浸水のことも考えて、スペースがあれば上に上げるようなお願いはしております。

また、防災課が主体でやっています防災に関する学校避難所運営本部というのをやっておりますので、地域の方々については、どこに防災備蓄が学校の中にあるのかというのを把握してもらっておりますので、そういったところの観点で、何かあったときには、すぐにどこにあるかというのが分かるという状況にはなっているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 眞貝委員、よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項2 改築・大規模改修工事期間中の学校移転先についてを説明願います。学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項2 改築・大規模改修工事期間中の学校移転先について御説明いたします。
資料7を御覧願います。
初めに東雲小学校でございますが、大規模改修工事を予定しており、工事期間は令和7年7月から令和8年6月末まで、移転期間は令和7年7月から令和8年7月までを予定してございます。移転先は南砂仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。
次に、越中島小学校でございますが、こちらも大規模改修工事を予定しており、工事期間は令和8年7月から令和9年6月末まで、移転期間は令和8年7月から令和9年7月までを予定してございます。こちらも移転先は南砂仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。
最後に、第六砂町小学校でございますが、こちらは改築工事を予定しており、工事期間は令和8年7月から令和10年6月末まで、移転期間は令和8年7月から令和10年7月までを予定してございます。移転先は大島仮校舎で、徒歩通学を予定してございます。
私からの報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。
かなり距離があるところもございますので、地域、そして学校、様々なところにうまく説明をしていただきながら、御意見を聞きながら、安全、安心に子どもたちが登下校できるように進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項3 令和5年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを説明願います。江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 それでは、令和5年度特別整理期間に伴う図書館の休館について御報告いたします。
資料8を御覧ください。図書館では、年に1回、図書館内の蔵書の点検、また、汚損、破損等による図書の除籍等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。
今回、令和5年度の各図書館の休館期間の日程について御報告いたします。

1の特別整理に伴う休館期間につきましては、基本的に3日間の休館をいただき作業を実施しておりますが、江東図書館及び深川図書館においては蔵書数が多いことから4日間の休館期間を設けております。

最上段の豊洲図書館から東陽図書館の特別整理期間は記載のとおりです。東雲図書館におきましては、来年度改修工事を予定していることから、5年度は特別整理期間を設けず再開館前に特別整理を実施いたします。

また、最下段の枝川図書サービスコーナーにつきましては、蔵書がないことから、特別整理期間は設けておりません。

また、2にあります休館期間の周知方法ですが、江東区報、図書館ホームページ、館内ポスター等により周知を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
ちょっと不勉強なので教えてください。この特別整理に伴う休館というのは毎年行うものと考えておけばいいのでしょうか。
あとはもう一点、今後、電子図書になると思うんですけれども、そちらはこの対象外というか、別で、今後はメンテナンス期間とか、そういうのが発生するというふうに考えればよろしいでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 特別整理期間については毎年実施をしております、各図書館、年1回実施をさせていただいております。

来年度導入する電子図書館については、こういった蔵書点検は必要ないんですけれども、システムのメンテナンスということで、夜間にサービスを一時休止したりといったことは、先行の自治体ではございます。
以上となります。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 この整理によって、かなり古くなったりとか、傷がひどいとかいうこ

とで廃棄になる書籍というのは、毎年どれぐらい出るものなんですか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 特別整理期間に伴いまして確認しているものにつきましては、所蔵資料が紛失していないかですとか、本来あるべき場所、書架に正しく配置されているかなどの点検作業となっております。

今、委員がおっしゃっていただきました除籍の作業につきましては毎月実施をしているところでございます。

なお、特別整理期間の蔵書点検によって、昨年度の全館の結果ですけれども、174万点の蔵書の確認をいたしまして、そのうち5,200冊程度が不明ということになりまして、0.3%が未確認の冊数ということになっております。

ただ、25年9月からICシステムを導入したことによりまして、盗難等の冊数については減っております、それ以前につきましては、毎回1%前後の資料が不明ということになっておりましたので、ICタグを入れてからは、大分その率としては低下をしているといったような状況でございます。

以上となります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 ちょっと外れちゃったらごめんなさい。

今の除籍の話についてなんですけれども、PTAとかでも、今まで要らなくなっちゃった絵本とか、様々な、買っていらっしゃるものを寄贈で受け入れてくださっていると思うんですが、そういうものはどのぐらいの確率で日の目を見ているのかなというか、すごく処理が大変で実はほとんど捨てちゃうのに、結構迷惑していたりするのかなというのは、実は御負担なのではないかというのは正直思っているんですけれども、例えばどのぐらいかかっちゃっているのかとか、例えば工数的なものですとか、日の目をどのぐらい見ている、結構大変よということなのか、教えてもらえる範囲で教えてください。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 寄贈いただいた本ですが、冊数等について本日、手元にないんですけども、ありがたくいただいております。本の状態ですとか、図書館の蔵書の状況によってですが、図書館で受け入れさせていただいて、蔵書とさせていただく場合もございますし、それ以外の場合につきましては、区民まつりとかで、社会福祉協議会と連携をしまして、図書館で除籍した資料を区民の方に提供させていただいておりますが、そのときなどに活用させていただき、有効に使わせていただいております。

以上となります。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

深川図書館の工事が終了して開館が始まったので、何か状況報告できることがあれば。

江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 先週、2月1日の水曜日に、14か月の休館期間を経まして、深川図書館について再開をいたしました。

それで、来館者数なんですけれども、私も2月1日は、終日、深川図書館にいたんですが、午前中から夜までかなり混んでいる状況でして、実際、数字としましても、1日の開館日については1,760名の方が来館され、これが多いのか少ないのかといったところなんです。豊洲図書館が区内で一番と来館者数が多いんですけども、同日の豊洲図書館が1,380人といったところから考えると、初日、深川図書館に、1,760人いらっしまったということで、待ちに待っていただいていたのかなということで考えております。

木曜日、金曜日については若干落ち着いてはいたんですが、やはりこの土日、4日、5日につきましては、土曜日については1,900人ほど、昨日の日曜日につきましては2,200人ほどということで、これも土日の豊洲図書館と同程度の方に来館いただいたということで、かなり混んでいた状況だったという報告を受けております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

区民の方々、楽しみにしていたのが、その数字でよく分かるところです。これからも、先ほど休館の話もありましたけれども、区民の皆様のために図書館事業をしっかりと進めていきたいなと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

これより、協議事項に入ります。

協議事項1 東雲図書館の大規模改修工事に伴う臨時休館についてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料9、東雲図書館の大規模改修に伴う臨時休館についてを御覧ください。

東雲図書館では、令和5年度江東区長期計画に基づく改修工事を実施する予定です。

今回、大規模な工事となるため、図書館内の図書資料や机、椅子の備品等全て館外へ搬出いたしまして、館内を空の状態にして工事を実施する必要があります、工事実施に伴い臨時休館とする必要が生じてまいります。

3の休館する期間ですが、令和5年6月1日から令和6年4月末までを予定しております。

工事期間は、令和5年7月上旬から令和6年3月末までの予定ではありますが、図書資料の搬出、搬入等の作業期間として前後1か月についても休館を要する形となります。

4、休館中の対応でございますが、(1)ですが、学校訪問や出張おはなし会など、東雲図書館職員が外へ出向くアウトリーチ事業や、オンライン講座等を実施するほか、(2)といたしまして、東雲図書館の建物外に臨時ブックポストを設置いたします。設置場所については、東雲図書館が入るトミンタワーの1階を予定しておりまして、具体的な設置場所については2ページに記載をしております。

次に、5、工事概要でございますが、経年により老朽化した設備改修がメインではありますが、一部館内レイアウトを変更しまして、おはなしの部屋の拡充等を行い、多目的に利用できるスペースとする予定です。

6、周知方法ですが、区報やホームページ、館内掲示等で図ってまいります。

説明は以上となります。

よろしく御審議の上、承認いただけますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

今、説明がありましたけれども、休館中もなるべくできることをするというので、学校訪問とか、出張おはなし会とかアウトリーチは続けながら、また、ブックポストで対応していくということなので、今も東雲図書館も様々な工夫はしていただいているところですが、また、工事後、よりよくなって、さらに図書館利用者数が増えることを狙っていきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和5年第2回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。